

訪問看護利用料（医療保険）

2025年10月1日

医療保険による訪問は、特別な場合（厚生労働大臣の定める疾病等、特別な管理の加算のある方、医師の特別指示による14日間）を除き、週3回までです。

特別な場合以外で週4回以上の訪問を希望される場合は自費となります。

訪問は、8:30～17:00までを定時として受け賜われます。

1回の訪問時間は、おおむね30分から1時間前後でケアを計画して行います。

基本 利 用 料	後期高齢者医療 1割または2割または3割 * 後期高齢者医療証をお持ちの方	
	健康保険	
	社会保険本人	3割負担
	社会保険退職者	3割負担
公 費	社会保険家族、国民健康保険	3割負担
	経過措置的的老人医療証	1～3割負担
	公費	
	特定疾患・重度障害・労災・公害・原爆など 公費で支払われる医療証を持っておられる方 ・・・各医療証に示される負担割合になります	
そ の 他 の 利 用 料	(1) 交通費	片道4km未満 250円 片道4km～7km未満 400円 片道7km～10km未満 600円 片道10km以上 1,000円～ * 10km以上1km毎に、100円加算料金となります。
	(2) 休日	* 営業日以外の日での訪問看護を行った場合、基本料金に加わりま (日曜日・12/30～1/3が対象になります) 3,000円 / 1日あたり
	(3) 時間延長 (2時間を超えるサービス)	保険適応にないサービス (散歩・外出など) 30分 4,000円 60分 8,000円
	(4) おむつ・ガーゼ・テープ、処置に必要な衛生材料などは、現物でお返し いただきます	
	(5) 死後の処置	10,000円 * 在宅で看取った方の旅立ちのお仕度です

* 24時間連絡対応、特別な管理等を要する場合には別表の通り料金がかかります。
確定申告の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。

宙（コスモス）訪問看護ステーション
0465-35-0050

《医療保険 別表》

負担割合による料金の目安

2025年10月1日

		1 割	2 割	3 割	自費
当月の第1日目のみ		1322	2644	3966	13,220
上記日以外で週の3日目まで		855	1710	2,565	8,550
同じ週の4日目から		955	1910	2,865	9,550
同じ日に2回訪問した場合		450	900	1350	4500
同じ日に3回以上訪問した場合		800	1600	2400	8000
24時間対応体制加算 (1ヶ月の料金です)		652	1304	1956	6,520
特別管理加算 (1ヶ月の料金です)		250または 500	500または 1,000	750または 1,500	2,500または5,000
営業時間外（6時～7:59、18時～ 21:59・22時～翌朝5:59）		210または 420	420または 840	630または 1,260	2,100または 4,200
往診のある病院や 診療所の医師と連携し て行う緊急訪問時の加 算	月14日目迄	265	530	795	2,650
	月15日以降	200	400	600	2,000
複数（2人以上）の看護師が訪問する 場合の加算		450	900	1,350	4,500
6歳未満の乳幼児の訪問加算 (1日につき)		130	260		1,300
		180	360		1,800
情報提供書 (1ヶ月に1回)		150	300	450	1,500
退院前に医師等などと連携指導した 場合の加算（月1または2回）		800	1,600	2,400	8,000
特別な管理を要する方の退院前指導 した場合の加算		200	400	600	2,000
退院支援指導加算 (退院日の訪問)		600	1200	1800	6,000
退院後に行う連携指導加算 (月1回)		300	600	900	3,000
緊急時に行う連携指導 (月2回まで)		200	400	600	2,000
外泊中の訪問看護1日に付き (退院後も訪問する方に限る)		850	1,700	2,550	8,500
緩和ケア、褥瘡の専門研修を受けた 看護師と一緒に訪問した場合		1,285	2,750	3,855	12,850
特別な管理を要する方の90分を 越えるケア（週1回まで）		520	1,040	1,560	5,200
ターミナルケア加算 (在宅での看取り、または訪問後24時 間以内に在宅以外で亡くなった場合)		2,500	5,000	7,500	25,000
喀痰吸引等介護職員の支援 (月1回)		250	500	750	2,500
訪問看護医療DX情報活用加算 (1ヶ月の料金です)		5	10	15	

※ 上記利用料にその他の利用料（交通費など）を加算した合計になります。

又、状態や法的根拠によって回数制限や1ヶ月を合計した回数に対しての負担となる為、上記の料金はいくまでも目安である事をご了解下さい。